

2) 小型コウモリ類

小型コウモリ類に係る環境保全措置は、表-7.1.4(2)に示すとおりである。

表-7.1.4(2) 小型コウモリ類に係る環境保全措置（その1）

実施主体	事業者	
方法及び実施の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・採餌場及び移動経路となり得る緑地を創出する。 ・緑地は、図-7.1.4(4)、図-7.1.4(5)に示すとおり、事業実施区域北東の海岸林から、事業実施区域に沿ってA、D洞窟の洞口周辺の樹林まで、約50mの幅で連続して創出する。 ・植栽する樹林は、航空機の運航に支障を及ぼさないように樹高1.5～5m程度の樹種とする。また、事業実施区域の樹木を活用するとともに、小型コウモリ類の餌となる昆虫類の生息が見込める樹木（ギョボク、オオハマボウ等）を植栽する。 ・カタフタ山、タキ山周辺の樹林、国道周辺の樹林、A、D洞窟の洞口周辺の樹林は、事業による改変はないが、これらのエリアは、小型コウモリ類にとって特に重要な採餌場となっている。しかし、ゴルフ場は、開けた土地であることから、事業実施区域の小型コウモリ類の採餌場・移動経路を補強するため、ゴルフ場残地を活用して洞口周辺から国道周辺の樹林に至る範囲に緑地を創出する。 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・餌場及び餌場に至る移動経路が確保され、事業による餌場の消失・減少及び移動経路の分断が低減される。 	
当該措置を講じた後の環境の状況の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・当該措置を講じた後の環境の状況は、現況との変化は極めて小さい。 	
効果の不確実性の程度	<ul style="list-style-type: none"> ・餌場及び移動経路の創出の効果に関しては期待されるが、効果に係る知見が不十分であると考える。 	
実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の創出に当たっては、事業実施区域内の植物をできる限り用いることから、環境の攪乱の要素は小さいと判断される。 	
代償措置	環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由	-
	損なわれ又は創出される環境に関し、位置並びに環境要素の種類及び内容	-